

はじめに

平成25年は、6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、それを受けて10月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されるなど、いじめの防止や解決に向けて大きな動きがあった年でした。

言うまでもなく、いじめは重大な人権侵害ですが、その解決には、いじめられている子どもを守るだけでなく、いじめている子ども、傍観している周囲の子どもを変えていくことが必要となります。

そう考えると、子どもたちが**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**ができるようになることを目指す人権教育の重要性は、近年ますます大きくなってきていると言えるでしょう。すべての人が安心して生活できる、人権が尊重された状態は、人々がお互いを尊重し、共存していこうとする意識をもつところから生まれるのではないのでしょうか。

本指導資料集は、そのような考えに基づき作成しました。すでに各学校におかれましては、学校の状況に応じて創意工夫を凝らした人権教育を計画的に進めておられることと存じますが、さらなる充実を目指して、本指導資料集を活用くださるようお願いいたします。

最後に本指導資料の作成に御協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

千葉県教育庁教育振興部指導課長 小川 哲史

《 も く じ 》

はじめに

I	人権課題の解決に向けて	1
1.	講演「子どもの人権といじめ問題」 講師 明治大学文学部教授 諸富 祥彦 氏	1
2.	講演「いじめの防止と解決への行動化を促す指導プラン」 講師 山武市立成東小学校教諭 石橋 真人 氏	2
3.	講演「人権課題の現在」 講師 一般社団法人千葉県人権センター常務理事 鎌田 行平 氏	17
4.	野田市立南部中学校の取組《人権教育研究指定校（野田市）》	19
II	人権教育の推進のために（資料）	27
	資料1. 人権と人権教育	27
	資料2. 人権教育の指導方法	28
	資料3. 人権教育を通じて育てたい資質・能力	29
	資料4. 人権尊重の精神に立つ学校づくり	30
	資料5. 平成24年度学校人権教育の推進に関する実態調査の結果について	32

CD-ROM資料

I 人権課題の解決に向けて

1. 講演 「子どもの人権といじめ問題」

講師 明治大学文学部教授 もろとみ よしひこ 諸富 祥彦 氏

講演日：平成 25 年 10 月 25 日(金) 学校人権教育研究協議会推進校協議会

1 なぜいけないか

(1) 人権侵害

人権侵害の典型的事例がいじめです。いじめは、長期的影響があまりにも大きく大きなトラウマができてしまい、いじめられた人の人生が変わってしまいますから、いじめは怖い、いけないことです。

(2) 保護者批判は、的外れ

被害者であれ加害者であれ、子どもから相談を受けた親はほとんどいません。「なぜ、気づかないのか。」と保護者を批判することは、的外れなことです。

(3) 本能に関わる問題

大学の集中講義で、「教師が頑張れば、いじめは無くなるか。」と質問したところ、7割の学生は「無くならない。」と回答しました。いじめのもたらす快感は大きく、本能に関わる問題なので、簡単に無くせるものでは無いのです。

2 いじめへの対応

(1) 授業で

実例を挙げた本気の授業を展開するべきです。教師の本気が伝わる指導が大切です。指導は学級単位では難しいので、学年体制で教師集団による指導、いじめの四層構造でのロールプレイングを活用した指導が効果的です。全員本気で役になりきって、いじめられる役の教師が、実際に涙を流して泣き始めたり体が震えだしたりするぐらい、学年集団が一丸となって本気を示す事が大切です。教師の本気が問われるのがいじめ指導です。

(2) いじめの発見

LINEなど通信手段の変容でいじめの発見の困難度は高まりました。そこで私は、6問テストを奨励しています。少し遠回しな表現で、いじめられている状態をあぶり出すような質問にします。記名調査とし、不安な回答をした子どもには、すぐ面接を行います。また、教育相談担当を自由選択制にすることも効果的です。今の子どもたちは先生と二人きりで話せることに慣れていません。

3 守る

(1) 援助希求 Help Seeking

全ての学校活動において、自ら望んで援助を求めに行ける様な雰囲気・関係を構築できていなくてはなりません。教師には、リレーション(気持ちと気持ちのつながり、心と心のつながり)を、誰が相手でも作れる力が求められています。触れ合い上手な人になれるよう、自らを高める事が大切です。

(2) 本当に本気で守る

「あなたにも悪いところがある。」「もっと強い子になりなさい。」「いじめた理由を書きなさい。」などは、あってはならない対応です。行為の反動に鈍感な教師が多すぎることを危惧しています。

被害者に「あなたを守る宣言」をし、本当に本気で守りましょう。

2. 講演「いじめの防止と解決への行動化を促す指導プラン」

講師 山武市立成東小学校 いしばし まさと
石橋 真人 氏



概要：平成24年度千葉県長期研修生（人権教育）として1年間研修。「いじめ防止の指導プラン」として研究された内容を中心に、講演いただきました。実践例として、いじめを題材にした絵本『しらんぷり』を教材に展開した授業（4単位時間）を紹介していただきました。

講演日：平成25年5月24日（金）

学校人権教育研究協議会推進校協議会

1 いじめの認知と現状について

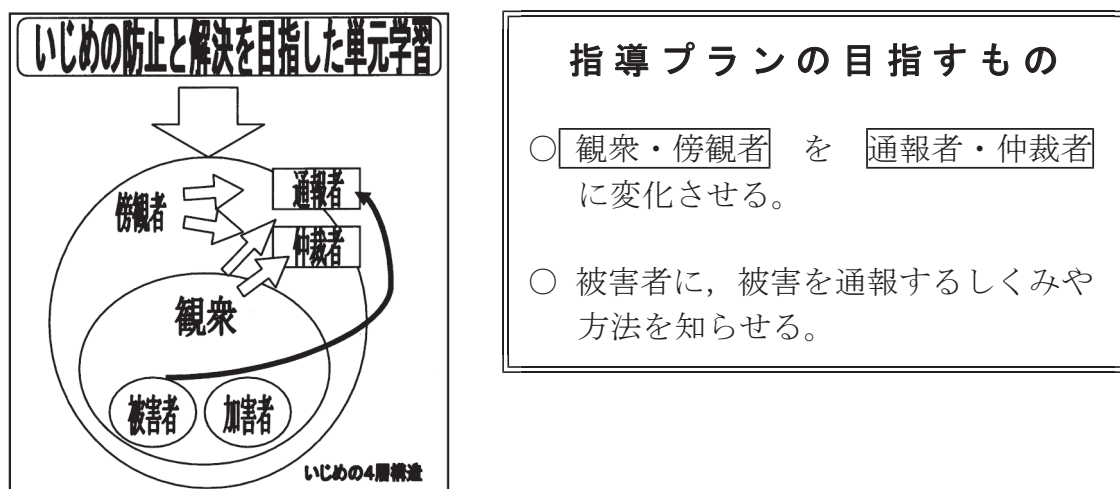
- (1) 昭和60年文部省では「一方的、継続的な攻撃、深刻な苦痛」との3要件であったが、平成18年文科省では「心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と、幅広く定義されている。
- (2) いじめ調査の認知（発生）件数は、いじめ事件が大きく報道され社会問題化した年（昭和61年，平成6年，平成17年）に増加し，その後漸減することを繰り返してきた。また，いじめの定義の変更により大きく変わった。
- (3) 平成24年4～9月期の「いじめの緊急調査」（小中高校，特別支援学校）での認知件数は14万4千件余りである。
- (4) いじめは，どの子にも，どこでも起こる人権侵害である。また，将来においても遭遇する可能性がある。常に児童生徒全員に注意を向けるとともに，全員を対象とした取組を行うべきである。

2 生徒指導リーフ（文部科学省 国立教育政策研究所）の紹介

- (1) いじめは，一部の特別な児童生徒だけではなく，どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。（生徒指導 Leaf.4 「いじめアンケート」より）
- (2) 大半の児童生徒が，被害者はもちろん，加害者になった体験もあるという事実から出発する。（生徒指導 Leaf.8 「いじめの未然防止Ⅰ」より）

3 「いじめ防止の指導プラン」の考え方

(1) いじめの4層構造と指導プラン



(2) 指導プランの特徴

① 「CAPプログラム」の応用 (CAP: Child Assault Prevention 子どもへの暴力防止)

- ・虐待や性暴力に対して、子ども自身が実践できる護身術として、アメリカ合衆国で考案された。(日本では「NPO法人CAPセンター・JAPAN」扱い)
- ・基本的な権利である「安心」「自信」「自由」を守ることを学ぶ。
(No = いやだよ, Go = 逃げる, Tell = 相談する)

② 参加型体験学習の活用

4 指導プランの実際

(1) 対象：小学6年生

(2) 指導案：絵本『しらんぷり』を通して自分自身について考えよう

(3) 教材：絵本『しらんぷり』 梅田俊作／佳子 作・絵 (ポプラ社刊)

(4) 授業の紹介

① 授業1：絵本『しらんぷり』から考えよう。(事前に読み聞かせ)

- ・子どもに大切な3つの権利を確認する。
「安心して生きる権利, 自信を持って生きる権利, 自由に生きる権利」

② 授業2：いじめに関わるそれぞれの立場はどんな気持ちがするだろう。

- ・被害者, 加害者, 傍観者それぞれの, その時の気持ちや意見について討論する。

③ 授業3：いじめについてそれぞれの立場で何ができるだろう。

- ・いじめの種類を確認する。(暴力系, コミュニケーション系など)
- ・いじめられている人はどんなことができるか。(嫌と伝える。逃げる。相談する。)
- ・いじめを見ている人はどんなことができるか。
- ・いじめている人の気持ちを考える。